

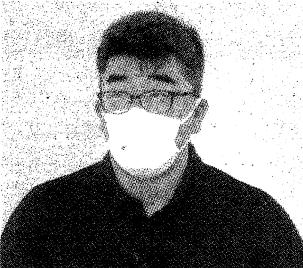
カスハラ対策テーマ研修会

マニュアル整備、法人全体対応が重要

札幌市介護支援専門員連絡協議会西区支部はカスタマーハラスメント対策をテーマにした定例研修会を同区内で開催した。社会保険労務士事務所テラスの倉雅彦所長(ケアマネ)がカスハラへの対策として、対応マニュアル化や法人全体で問題を共有する重要性を説明した。

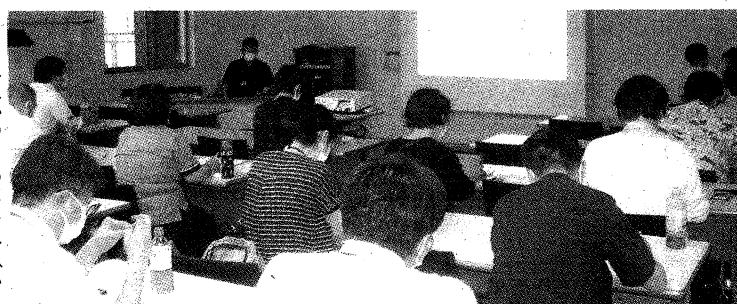
一般的なクレーム、②暴言や人格否定、脅迫を伴う③冷静さを欠いた攻撃的な言動——が△利用者の期待を満たすための改善要求▽冷特徴。身体的暴行、土下座強要、脅迫や中傷などがある。介護職の約6割が利用者家族から精神的攻撃を受けたと回答した。日本介護福祉士会の調査結果によると、①理不尽で過剰な要求が精神・肉体的健康を害する行為。具体的には言、脅迫を含み、社員の求等も該当することがある。長時間拘束、金銭保証要求等も言及された。

2021年度介護



「カスハラ対策で大事なのは事実確認」と講師の倉氏

契約解除事由明示しを 利用者側と共有



対応のこつをアドバイスした研修会

の内容と、行者や家族との信頼関係についてはならぬ構築、介護サービス質の向上にもつながる。「カスハラか否かは客観的な判断が求められる。ある行為を例示して、サービス事業者に適切な対応のための体制構築——を確認②相談・報酬改定では、全介護事業者側とで共通認識なハラスメント対策として、①ハラスメントをして、①ハラスメントを求めている。

倉氏は「対応しないと優秀な人材が逃る。適切な報告が求められていく。法人が対策を『見える化』相談できる環境をつくしてほしい」とアドバイス。具体的対応の注意点として、①職員個人が必要に応じて地域の他施設・機関との連携も人全体として捉必要となるという。

え、職員・利用者カスハラ対策マニュアル作成も推奨。予防的・利用の支障になり得ることから対応について検討・整理し、職員の意見や具現化の視点から、初期段階で対応することができない」と理由を示す。契約書には事業者側の解説権を明記し、解除事由となる可能性のリスクを示して、事業所側は必ず2人の対応することで運営のためにも対応のこつをアドバイスしている。

改善、安定的事業運営のためにも対応のこつをアドバイスしていく。

労働環境確保・保・虐待防止、ケア技術の品質担保と安全確実性を示す。効果を示す。効果を示す。